

宇部市
協働のまちづくり審議会

令和6年2月6日

次 第

- 1 任命書交付
- 2 挨拶
- 3 委員及び事務局自己紹介
- 4 宇部市協働のまちづくり審議会について
- 5 会長・副会長選出
- 6 審議事項
宇部市新庁舎 2 期庁舎市民活動支援スペースの
活用について
- 7 その他

宇部市協働のまちづくり条例

市民

市民活動団体

高等教育
機関

豊かで活力ある
地域社会の実現

地域
コミュニティ

事業者

市

審議会について

第十三条 協働のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、宇部市協働のまちづくり審議会を設置する。

第十四条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

一 市民

二 市民活動団体関係者

三 地域コミュニティ関係者

四 事業者

五 学識経験者

六 その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、二年とする。

審議会の運営

第二条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第三条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

審議事項

◎宇部市新庁舎 2期庁舎市民活動
支援スペースの活用について

市役所前交差点から見た新庁舎(1期棟は右、2期棟は左)



国道190号（常盤通り）から見た新庁舎2期棟



真締川から見た新庁舎(1期棟は左、2期棟は右)



東側から見た車寄せ（1期棟は右、2期棟は正面及び左）



新庁舎2期棟1階(ホール)



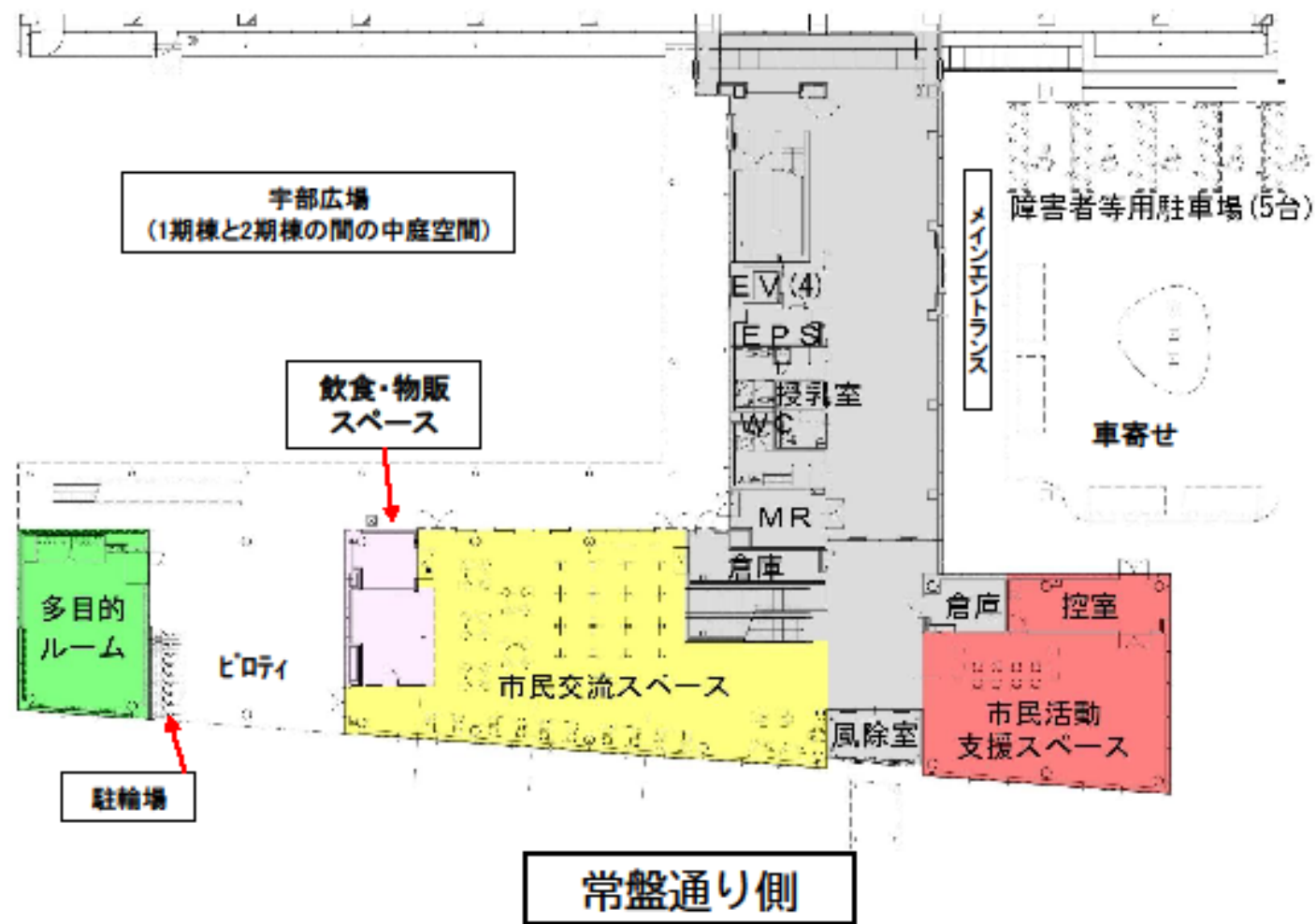
新庁舎2期棟1階(市民交流スペース)



新庁舎2期棟の平面計画

1 階

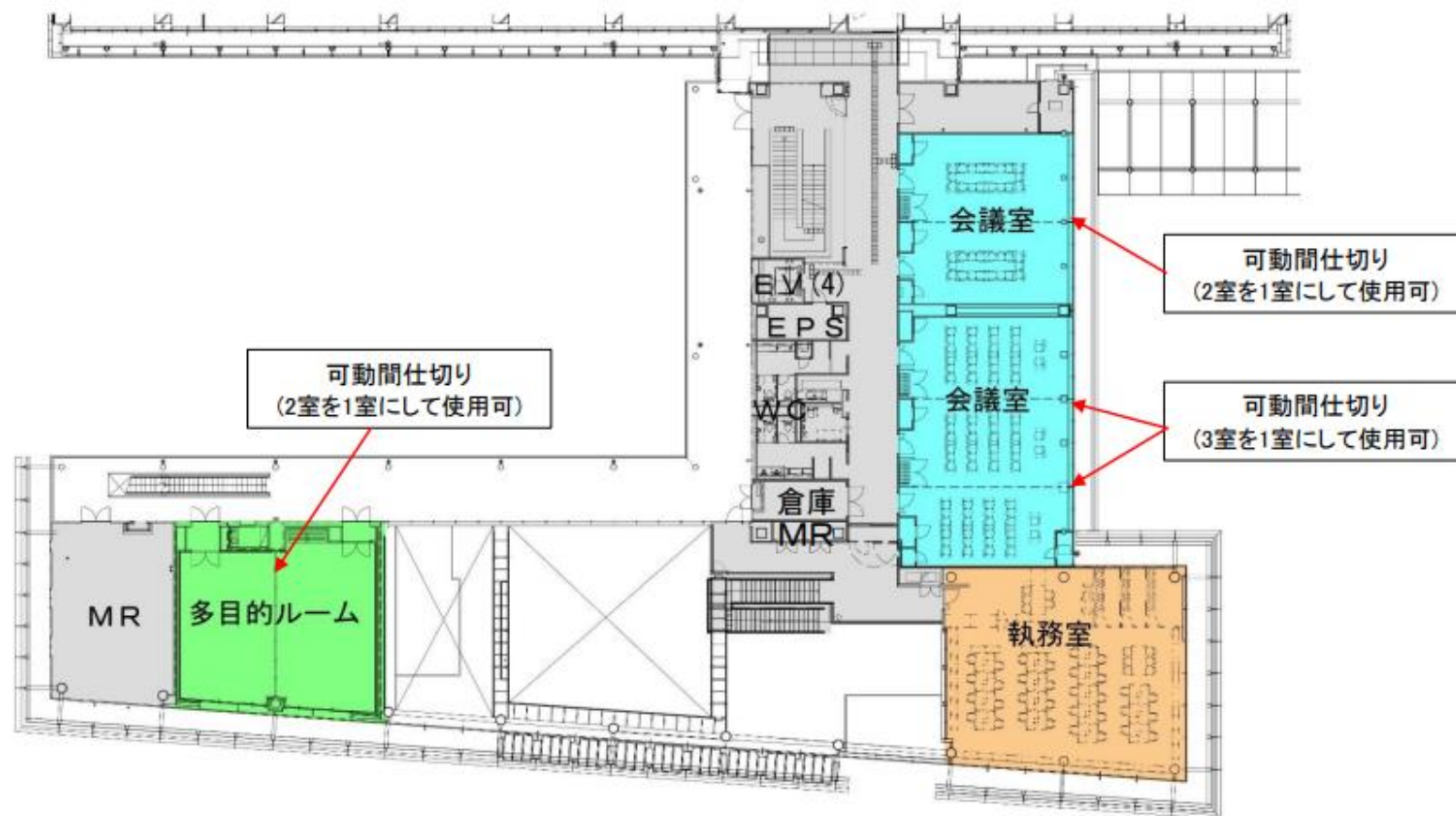
1 期棟



新庁舎2期棟の平面計画

2 階

1 期棟

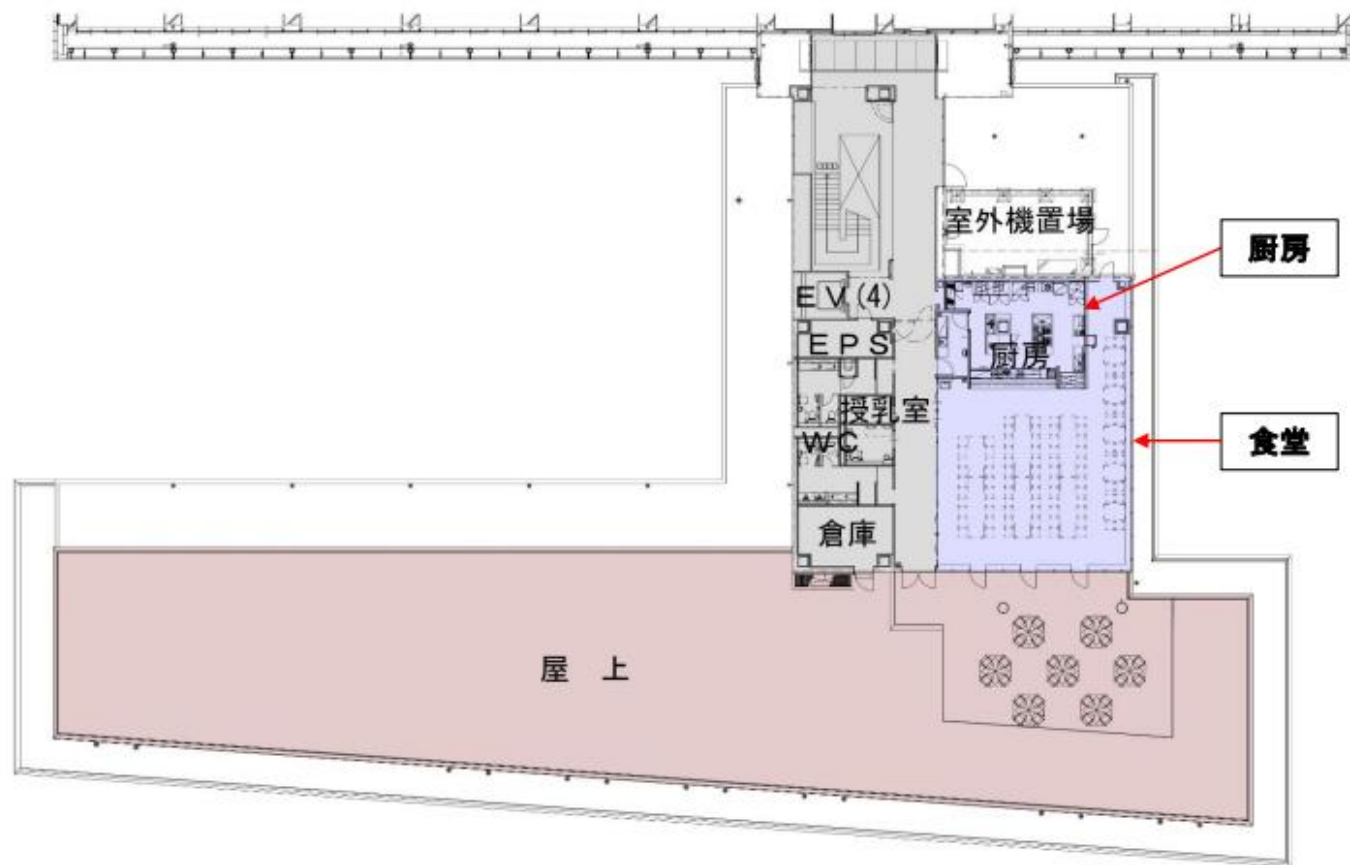


常盤通り側

新庁舎2期棟の平面計画

3 階

1 期棟



常盤通り側

市民活動とは

営利を目的としない市民の自主的、主体的な社会参画活動

不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする公益性を有する活動

市民活動の形態としては、次の3つに大きく分類

コミュニティ活動・・・一定の地域を拠点に行われる組織的な住民活動

ボランティア活動・・・個人あるいは共通の目的を持ったグループが自発的に他人を助れたり社会に貢献したりする活動

NPO活動・・・・・・・・・・特定非営利活動法人（通称 NPO 法人）やそれ以外の民間の営利を目的としない団体が行う組織的な活動

★市民活動の拠点

ボランティア活動や公益性のある活動を行う団体等、市民活動に関わる方・関心のある方がどなたでも利用できる場所

★運営方法

市民活動の支援についての知見を有する事業者に業務委託

- ・市民活動団体に関する支援・協力
- ・市民活動の相談・仲介
- ・市民活動の情報収集・提供

◎宇部市新庁舎 2期庁舎市民活動支援 スペースの活用について

市民活動支援スペースを活用するために

- ★市民活動の拠点として望ましい機能
- ★開かれたスペースとなるために必要な事項
- ★その他ご意見

【参考】宇部市新庁舎2期棟あり方検討委員会

新庁舎の計画は、基本構想段階から市民の意見を集め、市民、行政、議会が、三位一体となって「宇部市100年の大計」として積み上げてきた計画である。その中で、最も重要な鍵を握るのは、2期棟である。この市民利用部分をどのように作り、どのように使い、どのように運営するかが最も重要であり、その成否は宇部市の今後のまちづくりを進める上で大きな鍵を握っていると考えられる。

(令和3年12月 宇部市新庁舎2期棟あり方検討委員会 意見書より)